

○沼田市簡易水道事業給水条例

昭和50年6月25日

条例第33号

改正 昭和50年12月23日条例第49号

昭和51年3月26日条例第12号

昭和51年7月1日条例第23号

昭和52年3月25日条例第8号

昭和52年9月21日条例第28号

昭和53年3月15日条例第14号

昭和54年6月13日条例第16号

昭和55年3月22日条例第16号

昭和55年9月20日条例第32号

昭和56年3月23日条例第8号

昭和58年3月23日条例第20号

昭和58年9月16日条例第40号

昭和59年3月19日条例第19号

昭和60年3月20日条例第11号

昭和60年6月25日条例第22号

昭和60年11月18日条例第28号

昭和61年3月20日条例第6号

昭和62年3月18日条例第11号

昭和63年3月18日条例第8号

平成元年3月28日条例第4号

平成3年3月26日条例第8号

平成5年9月28日条例第25号

平成7年3月24日条例第18号

平成8年3月26日条例第7号

平成9年3月26日条例第6号

平成10年3月25日条例第15号

平成11年12月14日条例第20号

平成15年3月28日条例第5号

平成17年2月10日条例第2号

平成17年9月22日条例第70号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、沼田市簡易水道事業（以下「簡易水道事業」という。）の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 簡易水道事業の給水区域は、沼田市簡易水道設置条例（昭和50年条例第32号）第3条に定める区域とする。

(給水装置の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の2種類とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設し、改造し、又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設し、改造し、又は撤去する者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置の新設、改造又は撤去の設計及び工事は、申込みによって市長が施行する。ただし、市長の許可を得たときは、市長が指定した水道工事業者（以下「工事業者」という。）に工事を代行させることができる。

2 前項ただし書の規定により工事業者が設計及び工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査及び材料検査を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項本文の規定により市長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利益関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(工事費の算出方法)

第8条 市長が施行する給水装置工事の工事費は、次の各号及び第2項に掲げる費用の合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を加えた額とする。ただし、その合計額に10円未満の端数が生じたときは、その端数が4円まではこれを切り捨て、5円以上9円まではこれを5円とする。

- (1) 設計費
- (2) 材料費
- (3) 運搬費
- (4) 労力費
- (5) 道路復旧費
- (6) 工事監督費
- (7) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に市長が定める。

(工事費の予納)

第9条 市長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算し、過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

(工事費の分納)

第10条 前条第1項の工事費の概算額は、新設又は改造の工事に関するものに限り、市長が定めるところにより市長の承認を受けて分納することができる。

(工事費未納の場合の措置)

第11条 市長が施行した給水装置の工事費を、工事申込者が指定期限内に納入しないときは、市長は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により市長が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、市長にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第12条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意を得なくとも、当該工事を施行す

ることができる。

(自己材料の使用)

第13条 給水装置に自己材料の使用を請求するものがあるときは、市長は検査の上、これを承認することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(給水の申込み)

第15条 水道を使用しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は市長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を設け、市長に届け出なければならない。

(水道メーターの設置)

第17条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計算する。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、市長が定める。

(メーターの貸与)

第18条 メーターは、市長が設置して給水装置の所有者又は使用者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又はき損した場合は、市長が定める損害額を弁償しなければならない。

(届出)

第19条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 給水装置の使用を開始し、又は中止するとき。

- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消火演習に私設消火栓を使用するとき。
- (4) 臨時用に使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 定額による使用者は、人口その他料金の算定基準に異動があったとき。

(私設消火栓の使用)

第20条 私設消火栓は、消防又は演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を演習用に使用するときは、市長の指定する市職員の立会いを要する。

(給水装置及び水質の検査)

第21条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金、水道加入金及び手数料

(料金の支払義務)

第22条 水道使用者は、この条例の定めるところにより料金を納めなければならない。

(料金)

第23条 料金は、別表第1のとおりとする。

- (1) 私設消火栓使用料 演習用1栓10分につき 400円
- (2) メーター使用料は、別表第2のとおりとする。

(料金の算定)

第24条 料金は、2箇月に1回、定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ市長が定めた日をいう。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、これを変更することができる。）にメーターの検針を行い、その使用水量に応じ、前条に基づき算定した額の合計額に消費税等相当額を加えた金額とする。ただし、その金額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(水量の認定)

第25条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、使用水量を認定し、又はその用途の適用を定める。

- (1) メーターに異常があったとき。

(2) その他使用水量が不明のとき。

2 前項の使用水量の認定は、前三月間の使用水量及びその実情によって定める。

(特別な場合における料金の算定)

第26条 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときの料金は、次のとおりとする。

(1) 給水量が基本水量の2分の1に満たないときは、基本料金の2分の1とする。

(2) 給水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1箇月分とみなして算定する。

2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(料金の徴収方法)

第27条 料金は、納入通知書又は集金の方法により隔月徴収する。ただし、市長が必要があると認めたときは、この限りでない。

(水道加入金)

第27条の2 給水装置の新設又は改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。)をする者から、次の各号に定める額に消費税等相当額を加えた額の水道加入金(以下「加入金」という。)を徴収する。

(1) 新設の場合 別表第3のとおりとする。

(2) 改造の場合 新口径に対応する加入金の額と旧口径に対応する加入金の額との差額とする。

2 前項の加入金は、工事申込みの際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、工事申込み後に徴収することができる。

3 既納の加入金は、還付しない。ただし、工事着手前に工事申込みを取り消した場合、工事申込み後に設計変更(メーターの口径を減ずる場合に限る。)により差額が生じた場合又は市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(手数料)

第28条 手数料は、次の各号の区別により申込者からこれを徴収する。

(1) 工事設計の申込みをするとき。

1件につき 300円

(2) 工事の検査をするとき。

1件1回につき 500円

(3) 専用栓開栓のとき。

1件につき 50円

(4) 工事の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき。

1 件につき 1, 0 0 0 円

(5) 証明手数料

1 件につき 3 0 0 円

2 前項の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。

(料金、加入金及び手数料等の軽減又は免除)

第 2 9 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、加入金及び手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

第 5 章 管理

(給水装置の検査等)

第 3 0 条 市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

2 前項の場合、その指示によって生じた費用は、給水装置所有者又はその必要を生じせしめた者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第 3 1 条 市長は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和 3 2 年政令第 3 3 6 号）第 4 条に定める基準に適合していないときは、給水の申込みを拒み、又は使用中の給水装置の構造及び材質が同条に定める基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間、給水を停止することができる。

(給水停止処分)

第 3 2 条 市長は、次の各号の一に該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 第 8 条に規定する工事費、第 2 3 条に規定する料金、第 2 7 条の 2 に規定する加入金又は第 2 8 条に規定する手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 正当な理由がなくして、第 7 条第 2 項に規定する検査又は第 2 4 条に規定する料金の算定を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用したとき。

(給水装置の切離し)

第 3 3 条 市長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことがある。

- (1) 給水装置所有者が 3 0 日以上所在が不明で、かつ、給水装置使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みのないと認めるとき。

(罰則)

第 3 4 条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5 万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条に規定する承認を受けずに、給水装置を新設し、改造し、又は撤去した者
- (2) 適当な理由がなくして、第7条第2項に規定する検査、第17条第2項に規定するメーターの設置、第23条に規定する料金又は第32条に規定する給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第18条第2項に規定する給水装置の管理義務を著しく怠った者
(料金を免れた者に対する過料)

第35条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第23条に規定する料金、第27条の2に規定する加入金又は第28条に規定する手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第36条 市長は、貯水槽水道（水道法（昭和32年法律第177号）第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第37条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項及び第3項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

3 前項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査は、沼田市水道事業給水条例施行規則（平成10年規則第11号）の規定を準用する。

第7章 補則

(読替規定)

第38条 沼田市簡易水道設置条例第5条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合にあつては、第5条、第15条から第19条、第21条、第24条、第25条、第27条及び第27条の2の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(白沢村及び利根村の編入に伴う経過措置)

2 白沢村及び利根村の編入の日（以下「編入日」という。）以後当分の間、白沢町及び利根町における料金の額は、第23条の規定にかかわらず、次の表により算出した額に消費税等相当額を加えた金額とする。ただし、その算出した金額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 白沢町における料金の額は、次の表により算出した金額とする。

簡易水道名	種別	口径	基本料金（1箇月につき）		超過料金 1立方メートルにつき
			水量	料金	
白沢簡易水道	専用	13ミリ	10立方メー	762円	58円
		20ミリ	トルまで		
	25ミリ以上	10立方メー	762円	86円	
	25ミリ以上	トルまで			
	営農用		10立方メー	762円	58円
	営農用とは、ほ場等に設置された給水栓により主として防除用、育苗用、洗浄用等の営農の用に水道を使用する場合をいう。				

簡易水道名	1箇月につきメーター使用料						
	13ミリ	20ミリ	25ミリ	30ミリ	40ミリ	50ミリ	75ミリ
白沢簡易水道	67円	115円	124円	200円	239円	524円	1,143円

(2) 利根町における料金の額は、次の表により算出した金額とする。

簡易水道名	月額			超過料金
	口径	基本量	基本料金	
利根北部簡易水道	13ミリ	10立方メートル	1,000円	1立方メートル 60円
利根南部簡易水道	20ミリ	20立方メートル	2,000円	

	25ミリ	25立方メートル	2,500円	
	30ミリ	30立方メートル	3,000円	
	40ミリ	40立方メートル	4,000円	
	50ミリ	50立方メートル	5,000円	
平原簡易水道	13ミリ	10立方メートル	1,000円	1立方メートル 40円
穴原簡易水道				
根利簡易水道	20ミリ	20立方メートル	2,000円	
日影南郷簡易水道	25ミリ	25立方メートル	2,500円	
日向南郷簡易水道	30ミリ	30立方メートル	3,000円	
	40ミリ	40立方メートル	4,000円	
	50ミリ	50立方メートル	5,000円	

3 編入日以後当分の間、白沢町及び利根町における加入金の額は、第27条の2の規定にかかわらず、次の表により算出した額に消費税相当額を加えた金額とする。

(1) 白沢町における加入金の額

簡易水道名	加入金		
	13ミリ	20ミリ	25ミリ
白沢簡易水道	142,000円	238,000円	857,000円

(2) 利根町における加入金の額

簡易水道名	加入金					
	13ミリ	20ミリ	25ミリ	30ミリ	40ミリ	50ミリ
利根北部簡易水道	150,000円	200,000円	300,000円	450,000円	700,000円	1,000,000円
利根南部簡易水道						
平原簡易水道						

穴原簡易水道						
根利簡易水道						
日影南郷簡易水道						
日向南郷簡易水道						

4 編入日前に、白沢村簡易水道事業給水条例（平成10年条例第4号）又は利根村簡易水道等事業給水条例（平成10年条例第15号）（以下これらを「編入前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の規定によりなされたものとみなす。

5 編入日の前までにした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

附 則（昭和50年12月23日条例第49号）

この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月26日条例第12号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年7月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月25日条例第8号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年9月21日条例第28号）

この条例は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月15日条例第14号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年6月13日条例第16号）

この条例は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月22日条例第16号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年9月20日条例第32号）

この条例は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月23日条例第8号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月23日条例第20号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年9月16日条例第40号）

この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月19日条例第19号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月20日条例第11号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年6月25日条例第22号）

この条例は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年11月18日条例第28号）

この条例は、昭和60年11月22日から施行する。

附 則（昭和61年3月20日条例第6号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月18日条例第11号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月18日条例第8号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月28日条例第4号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

（料金に関する経過措置）

第2条 第9条の改正規定による改正後の沼田市簡易水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日前から平成元年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の利用者にとっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

2 第10条の改正規定による改正後の沼田市下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している下水道の使用で、施行日から平成元年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である下水道の利用者にとっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（そ

の直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。) から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。) については、なお従前の例による。

(月数の計算)

第3条 前条の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則 (平成3年3月26日条例第8号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年9月28日条例第25号)

この条例は、平成5年10月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月24日条例第18号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月26日条例第7号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月26日条例第6号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(料金に関する経過措置)

第2条

3 第10条の改正規定による改正後の沼田市簡易水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

(月数の計算)

第3条 前条の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数が生じたときは、これを一月とする。

附 則 (平成10年3月25日条例第15号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月14日条例第20号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日条例第5号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月10日条例第2号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成17年2月13日から施行する。

附 則（平成17年9月22日条例第70号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第5号）抄
（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（使用料等に関する経過措置）

第2条

4 第14条の規定による改正後の沼田市簡易水道事業給水条例第24条及び附則第2項の規定にかかわらず、この条例の施行日（以下この項において「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日よりも後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額にかかる部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

（月数の計算）

第3条 前条の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

別表第1（第23条関係）

簡易水道名	基本料金1箇月につき		超過料金1立方メートルにつき
	水量	料金	
下久屋上簡易水道	8立方メートル	400円	70円
上久屋簡易水道	8立方メートル	800円	120円

佐山簡易水道	8立方メートル	1,200円	90円
発知簡易水道	8立方メートル	420円	45円
奈良大倉簡易水道	8立方メートル	200円	20円
硯田簡易水道	8立方メートル	500円	70円
三峯簡易水道	8立方メートル	1,150円	100円
町田町簡易水道	8立方メートル	1,100円	80円
上川田簡易水道	8立方メートル	450円	40円
川田簡易水道	8立方メートル	350円	70円
今井町簡易水道	8立方メートル	100円	10円
屋形原簡易水道	8立方メートル	700円	70円
岩本簡易水道	8立方メートル	400円	40円
上野簡易水道	8立方メートル	2,000円	50円

別表第2（第23条関係）

簡易水道名	1箇月につきメーター使用料					
	13ミリ	20ミリ	25ミリ	30ミリ	40ミリ	50ミリ
下久屋上簡易水道	50円			130円		340円
上久屋簡易水道	50円	90円	95円	175円	220円	440円
佐山簡易水道	50円					
発知簡易水道	60円		290円	430円		600円
奈良大倉簡易水道	50円					
硯田簡易水道	60円	120円	140円	180円	240円	360円
三峯簡易水道	50円	100円				
町田町簡易水道	60円	60円				
上川田簡易水道	50円					
川田簡易水道	50円	50円				
屋形原簡易水道	60円					
岩本簡易水道	50円		50円			
上野簡易水道	50円					

別表第3（第27条の2関係）

簡易水道名	加入金					
	13ミリ	20ミリ	25ミリ	30ミリ	40ミリ	50ミリ
下久屋上簡易	150,000					

水道	0円					
上久屋簡易水道	76,000円	188,000円	317,000円	472,000円	948,000円	1,574,000円
佐山簡易水道	120,000円					
発知簡易水道	120,000円	200,000円	250,000円	400,000円	700,000円	1,000,000円
奈良大倉簡易水道	76,000円					
硯田簡易水道	150,000円	300,000円				
三峯簡易水道	200,000円	300,000円				
町田町簡易水道	250,000円	400,000円				
上川田簡易水道	180,000円					
川田簡易水道	130,000円					
今井町簡易水道	76,000円					
屋形原簡易水道	120,000円					
岩本簡易水道	100,000円					
上野簡易水道	76,000円					